

平成30年度札幌市あけぼの荘事業計画

基本方針

平成30年度は札幌市指定管理者制度に基づく指定期間の新たな区切りの始まりである。これまで札幌市と協議を重ねてきた結果、この度利用者定員を100名から90名へ変更する。全市的な救護施設利用者数の減に対応するところと、狭小な居室スペースを少しでも解消すべく一部を4人部屋から3人部屋に変更するところによる。

全国的に救護施設に求められているものは「循環型施設」としての機能であり、当施設としても取り組んできているところである。更に今年度においては希望される方、対象となる方を地域生活に向けての移行支援や介護保険施設等への移行支援を行うための体制を構築していく。

一方でここ数年の利用者数の減少に対して歯止めをかけていくことが喫緊の課題であり、退所者数に見合う入所者数を確保していかなければならない。そのためには入所経路の門戸を広げていくこと、各種相談事業所、福祉事業所等への周知活動や生活保護実施機関等を対象とした施設見学会等を実施し、救護施設が障害者や生活困窮者のセーフティネットとして存在しうることをアピールしていく。また、施設のホームページを改修したことからwebを活用して積極的な情報発信を行っていく。

利用者支援については、個別支援計画に基づき一人ひとりの希望に添った細かな支援を継続していく。それまでは施設全体として行ってきたサービスも、個別支援の視点を踏まえたサービスへと段階的にシフトすることと、近年顕著になってきたADLの低下に合わせたサービス内容の検討を行っていく。また、ここ数年障害者等に対する権利蹂躪や虐待が問題視されてきていることから、当施設では「人権擁護委員会」を中心とした、利用者接遇の在り方、施設サービスの在り方についての検討や環境整備を重ね、更なる職員の意識向上を目指す。

利用者支援業務が多岐に亘る中で、より効率化、省力化を図るために「生活支援記録システム」を導入していく。日常の申し送り事項が日誌となりケース記録となっていく一連の流れを刷新していく。

重点目標

1. 自己実現と個別支援体制の充実

(1) 個別支援計画に基づいた支援の推進

利用者様の日々の支援については、ご本人一人ひとりが思い描く生活を実現するために個別支援計画を策定しそれに基づいた支援を実施していく。施設サービス内容も個々のニーズに沿ったものにシフトしていく。

2. 人権を尊重した支援の推進

(1) 人権擁護の推進

利用者支援の現場において人権侵害を行わないために「人権擁護委員会」を中心とした環境整備を継続していく。昨年度策定した「職員行動指針」を活用し、更なる職員意識の向上を目指していく。

3. 循環型セーフティネット施設としての体制構築と生活困窮者支援の推進

(1) 地域生活移行、介護施設等移行支援体制の構築

地域生活や介護施設等への移行支援を行うための体制を構築していく。新規の施設利用の相談窓口を広げていくため、他事業所等への周知活動や連携を模索していく。

(2) 地域生活困窮者支援の推進

札幌市の生活困窮者自立支援事業所等との連携により、地域で暮らす生活困窮者の自立支援の一環である中間就労の受け皿として役割を担っていく。

4. 健康支援と感染予防

(1) 健康状態の把握と健康相談の充実

利用者様の日々の健康に関する不安を少しでも解消し、安心した生活を送ってもらうため、毎日のミーティングや個別支援会議等で多職種による情報共有を図り心身の健康状態を把握する。

(2) 怪我（転倒）の防止と誤嚥予防

加齢に伴う筋力の低下が転倒や怪我に繋がることから、その誘因の改善に努める。

食事を飲み込む力が弱まり誤嚥の危険性が高まってきていることから口腔内衛生と嚥下機能低下を予防していく。

5. 食の向上と栄養管理

(1) 栄養管理の徹底と給食環境の改善

個別の身体状況、生活状況、栄養状況に応じた食事形態、栄養管理の徹底を図る。

季節感のある料理や変化に富む献立に努めるとともに、利用者様の意見や嗜好を考慮した安全で満足度の高い食事を提供する。ゆとりある時間の中で楽しく食事ができる提供方法を維持していく一方で高齢化による介助体制や提供方法を検討していく。

(2) 非常時体制の充実

施設が万が一の状況下にあっても食事の提供が継続できるよう非常食を備蓄している。

今年度は更に食中毒発生時、災害発生時を想定した対応マニュアルを作成し、非常時に各職員が適切かつ迅速に対応できるように努める。

6. 施設の安定的な経営と機能強化

(1) 安定経営に向けた定員の確保と周知活動の強化

利用人員の未充足状態が続いており、現状のままでは経営に重大な影響を及ぼすため、従来の入所経路にとどまらず新たな入所経路を模索していく。救護施設の周知を図るため他機関等との連携やネットワークづくりに努める。福祉事務所や精神科等病院の地域連携室、地域の相談支援事業所等への施設見学会、周知活動を行う。

(2) 各種委員会活動の充実

各種委員会活動を通じ、「人権擁護」、「リスクマネジメント」、「施設サービスの質」、「感染症対策」等の観点から施設の機能強化を図る。全職員が委員会への参加をしていくことで施設が向かうべき方向性を共有していく。

(3) 各種マニュアルの策定

既に実施している業務やサービスにおいて、その内容や手順の統一化を目指すべく各種マニュアルを順次策定していく。また点在しているマニュアルを集約し職員がわかりやすく使いやすい状態を保持する。

(4) 「生活支援記録システム」導入による記録業務の見直し

利用者支援の記録業務をシステム導入により抜本的に見直ししていく。記録の方法、周知の方法を見直し、統一化を図ることで効率化、省力化、集約化を目指していく。